

○福島大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項

平成2年7月2日

学 長 裁 定

改正 平成5年5月20日 平成8年7月1日 平成9年6月1日 平成12年4月1日
平成16年4月1日 平成16年9月21日 平成17年4月1日 平成18年3月31日
平成19年3月30日 平成21年3月31日 平成22年3月31日 平成24年3月27日
平成27年3月27日

(趣旨)

第1条 福島大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金等(以下「補助金等」という。)の経理事務の取扱いについては、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)、その他国等から交付を受ける各補助金等の取扱規程等に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助金等の定義)

第2条 この要項において「補助金等」とは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業による科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金、厚生労働科学研究費補助金、その他これらと同じ性格を有する国等からの資金の直接経費並びに間接経費をいう。

(経理の委任)

第3条 学長は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から本学の研究者が交付を受けた補助金等について、事務局長に補助金等の経理を委任するものとする。

(補助金等の管理等)

第4条 本学の研究者が交付を受けた補助金等について、事務局長は次の事務を行うものとする。

- 一 研究者に代わり、直接経費を管理すること。
- 二 研究者に代わり、直接経費及び間接経費に係る諸手続きを行うこと。
- 三 「研究員(科学研究費補助金等)」を雇用した場合の支払いに関すること。
- 四 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。
- 五 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

(経理事務)

第5条 第3条の規定により委任を受けた事務局長は、財務課長に経理事務を行わせるものとする。

(補助金等の振替)

第6条 学長は、補助金等の交付があったときは、指定する支払口座に補助金等を振り替えるものとする。

(経理事務の取扱い)

第7条 補助金等に係る経理事務は、この要項に定めるところによるほか、本学の経理事務に準じて取扱うものとする。

(補助金等の受払い)

第8条 財務課長は、補助金等の受払いに関し、収支簿等を備え、常に経理の内容を明確にしておかなければならない。

(設備等の寄付)

第9条 補助金等により設備等を購入したときは、直ちに所定の寄付の手続きをしなければならない。

(証拠書類の保管)

第10条 収支簿等証拠書類は、経理の出納完結後、研究種目別、研究者別に整理の上、財務課長において年度終了後5年間保管するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、補助金等の経理事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成5年5月20日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成16年4月15日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。